【様式１（別紙１）】

施設運営方針等

1. 基本的な考え方と展望
	* + グループホームのあり方について
		+ 高齢社会･少子化社会についての認識、対応についての考え、グループホームの果たす役割について
		+ 選ばれるグループホームとしての特色づくりについて
2. 利用者等の処遇について
	* + 利用者（特に強度行動障害のある方、医療的ケアを必要とする方、重症心身障害のある方）への処遇面での対応について
		+ 食事、居住環境、保健衛生、介護等についてどのようにしていくのか
		+ 利用者及びその家族に対する処遇等の重要事項に関する説明について
		+ 利用者個人の尊厳の保持の取り組みについて
		+ 個々の利用者の入居後における処遇方針（ケアプラン）の設定及び見直し、実行について（利用者の心身状況の把握、処遇方針設定・見直しにおける職員間の協議等及び利用者や家族の希望等をどう反映させていくかの取り組み等）
		+ 利用者の地域生活への移行の取り組みへの援助体制について
		+ 利用者と職員、家族と職員等のコミュニケーションの確保について
		+ 外出・外泊の自由の確保について
		+ 協力医療機関について

ア　利用者等の健康管理、治療等を行うことができる医師（嘱託医）をグループホームの近くに確保できること

イ　緊急時の入院治療等の対応を行うことができる協力医療機関を確保できる見通しがあること

* + - 退居にあたって、利用者及び家族の希望に添えるような取り組みについて
		- 退居後に在宅サービスを受ける者に対する福祉サービス等の提供者との連携について
1. 利用者の利益の保護について
	* + その経営する社会福祉事業に関する情報開示について
		+ 利用者や家族が施設を選択する際の判断材料となる財務諸表及び事業報告書等、情報を積極的に提供しようとする姿がうかがえるか
		+ 事業運営の透明性を確保するため、外部に対するサービス内容の公開等について（例：施設の公開、第三者機関の設置　等）
		+ 福祉サービス利用者に対する利用の援助について
		+ 利用者や家族に対し、処遇計画等の必要な事項について、理解をしやすいような説明の取り組みについて
		+ 利用者・家族等からの苦情、要望等に対する適切な対応について
		+ 処遇等に関する利用者からの苦情に対する受付の周知及び苦情への対応について
		+ 適切な苦情解決策を提供できる第三者委員の設置について
		+ 利用者や家族が苦情、要望を出しやすい環境整備について
		+ 苦情、要望等内容の職員への周知、その後の対応についての協議について
		+ 苦情解決結果の公表について
		+ 提供する福祉サービスの質の向上への取り組みについて
		+ 施設が行うサービスの質の評価及びその改善について

また、サービスの質を客観的に評価する第三者機関の導入について

1. 事故防止対策、事故発生時の対応について
	* + 利用者の事故発生対策及び発生時の対応について
		+ 事故を誘発する可能性のあったミスなどが発生した時における発生要因の分析及び未然防止対策の職員間における対応について
		+ 事故防止対策についての職員間の検討及び事故防止マニュアル等の作成について
		+ 事故防止のための施設内体制の整備について
		+ 事故が発生した場合の施設としての対応策及び医療機関への連絡体制の整備について
		+ 事故が発生した場合の施設内、家族、市等への連絡体制について
2. 身体拘束を行わない取り組みについて
	* + 利用者の身体的拘束その他利用者の行動制限をしない取り組みについて
		+ 身体拘束に対する職員への意識啓発について
		+ 身体拘束を行わない介護の工夫に対する取り組みについて
		+ 利用者の身体の状況に応じた福祉用具の選択・利用による抑制を行わないような取り組みについて
		+ 利用者のその場のニーズの汲み取り（問題行動等の意図の要因究明）と対応について
		+ 利用者が家族や地域での生活と同様な生活を継続できるような環境整備について
3. 自然災害に対する備え及び果たすべき役割について
	* + 自然災害に対して日頃から備えについて
4. 地域等との交流・地域福祉の推進について
	* + 地域に開かれた施設とするために、地域との交流や事業運営をどのように実施していくのか
		+ 利用者の家族との連携及び交流等の機会確保について
		+ 施設運営に対する地域住民参画への取り組みについて
		+ 地域の社会資源としての施設のあり方について、どのように施設を運営していくのか
		+ 地域住民やボランティア等との相互の連携による地域福祉の推進について
		+ 福祉サービスを必要とする地域住民・利用者が地域社会の活動に参加する機会の確保について
		+ 地域福祉の拠点（社会資源）としてのグループホームのあり方について
5. 職員採用の方針･計画、職員の処遇について
	* + 職員の採用方法・時期等の計画、資格者の確保・育成等について
		+ 採用方法は原則として公募によるものであること
		+ 必要な資格者の確保、職員研修、能力開発、育成等についての具体的な方針があること
		+ 職員の勤務体制・勤務条件に関する方針
		+ 職員研修、能力開発、育成等に関する方針
		+ 職員の資格取得、資質向上などの自己啓発に対する援助について
6. その他
	* + 今後の事業展開等
		+ 法人・施設整備・運営に関するＰＲポイント
		+ その他

※上記施設運営方針等の（１）～（９）についても、施設整備審査会において重要な評価の対象となるため、全て漏れなく記入すること。

※上記（１）～（９）の記載内容を確認できる挙証資料又は関係資料をそれぞれ添付すること。（目次兼チェックリスト【グループホーム創設】３０～３８に該当）